

第21回 通常総会

議事録

令和3年5月7日(金)



特定非営利活動法人(NPO 法人)

九州定期借地借家権推進機構

～美しい町並みと広い家～

～目 次～

【総会の部】

・第21回通常総会・講演会・懇親会のプログラム-----	2
・会員一覧-----	3
・役員一覧-----	4
・令和2年度事業報告書-----	5
・令和2年度決算報告書-----	7
・令和2年度事業計画書(案)-----	9
・令和2年度予算書(案)-----	11
・議事録署名-----	12

【資料編】

・資料編表紙-----	13
・定款-----	14
・組織図-----	22
・入会申込のご案内-----	23
・入会申込書-----	24
・名簿(特別顧問・顧問・特別会員・正会員)-----	25

特定非営利活動法人 九州定期借地借家権推進機構

第21回通常総会・記念講演会・懇親会プログラム

日 時 : 令和3年5月7日(金) 受付15:30~
総会 16:00~16:30

会 場 : 株式会社三好不動産
福岡市中央区天神2-14-8天神センタービル10階

- 一. 開会の挨拶
- 一. 理事長挨拶
- 一. 特別会員紹介
- 一. 正会員紹介
- 一. 議長選出
- 一. 議事録署名人選出
- 一. 議事
 - ・第1号議案 令和2年度事業報告承認の件
 - ・第2号議案 令和2年度決算報告承認の件
監査報告
 - ・第3号議案 令和3年度事業計画承認の件
 - ・第4号議案 令和3年度予算承認の件
- 一. 閉会の挨拶

「特定非営利活動法人九州定期借地借家権推進機構」会員一覧

<特別会員9団体>

福岡県住宅供給公社	福岡市建築局住宅部住宅政策課
福岡市住宅供給公社	長崎県土木部住宅課
長崎県住宅供給公社	熊本県土木部住宅課
長崎市理財部資産経営室	三井住友銀行福岡ローンプラザ
株式会社西日本シティ銀行	

<正会員(27社)> (順不同)

ADAY商業開発株式会社	株式会社未来住建
株式会社イエキリ	株式会社南栄開発
株式会社クボタ住宅	株式会社ネクステップ
株式会社黒木総合鑑定	株式会社ハイコム
株式会社幸建築&環境設計	株式会社フォレストヴィラホーム
株式会社コスギ不動産	ベスト・グリーン株式会社
三和ホーム宮崎株式会社	株式会社豊後企画集団
株式会社 Lib Work	株式会社三好不動産
有限会社すがわら不動産コンサルティング	株式会社未来図建設
株式会社総研	株式会社明和不動産
株式会社大建	山下司法書士・行政書士事務所
中央情報開発株式会社	積水ハウス株式会社福岡シャーマン支店
株式会社内藤工務店	司法書士法人みつ葉グループ
西日本グッドパートナーズ株式会社	

役員一覧

令和3年5月1日現在

役員名	氏名	会社名	会社役職名
理事	井上 幸夫	株式会社幸建築&環境設計	代表取締役
	江見 博	株式会社総研	代表取締役会長
	小倉 和彦	三和ホーム宮崎株式会社	代表取締役
	川口 英之介	株式会社明和不動産	代表取締役社長
	小杉 周司	株式会社コスギ不動産	代表取締役社長
	斉藤 忠	株式会社南栄開発	代表取締役社長
	菅原 純	有限会社すがわら不動産コンサルティング	代表取締役
	中安 章	株式会社フォレストヴィラホーム	代表取締役
	速水 英雄	株式会社未来住建	監査役
	三ヶ尻 勇輝	司法書士法人みつ葉グループ	取締役副社長
	三好 修	株式会社三好不動産	代表取締役
監事	菅原 正道	株式会社未来図建設	代表取締役

(氏名五十音順)

令和2年度事業報告書

前年度と同様に、当法人主催の講演会を行うとともに、法人としての組織基盤の確立のため会員の維持・拡大を目指しました。(令和3年3月末現在会員数：特別会員9団体、正会員27社)

本年度は、会員の皆様に定借実務につなげていただくために過去の具体的定借事例から学ぶ実務者勉強会「定借実務推進研修会」(月に1回開催)において、具体的な成果として、会員企業による定借事業案件が出ています。その事例は、一般の方にも参考にして頂くために研修会(セミナー)にて公開しました。

また、タイムリーな情報提供を行うために、ホームページの更新を随時行っています。

特定非営利活動に係る事業においては、研修事業では下記のように講演会を年に3回行い、広報事業では、定期借地借家制度の普及促進活動として、ホームページ上で当法人の活動内容についてのアピールを行うとともに、定期借地権・定期借家権に関連した様々な情報公開等を行いました。尚、本年度の収益事業(定期借地借家権を活用した事業のコンサルティングやコーディネート活動)については、月に1回開催されている「定借実務推進研修会」を中心に、将来に向けて事業化できる物件を参加会員と共に企画・検討中です。

ー主な活動ー

◇第20回通常総会・記念講演会◇

日 時：令和年7月9日 総会：書面決議

<講演会>

講 師：株式会社京浜不動産鑑定所 代表取締役

首都圏定期借地借家権推進機構 理事長

勝木 雅治 氏

◇研修会◇

日 時：令和2年11月1日 開催方法：WEBセミナー

講 師：株式会社サムコーポレーション 齊藤 正志 氏

テーマ：「不動産を加工する技術」定期借地権を活用した事例

日 時：令和3年1月16日 開催方法：WEBセミナー

講 師：関西定借デザイン研究会 副代表 松田 嘉代子 氏

テーマ：「都市部(宝塚市・大阪市等)での空き家活用事例考察」

日 時：令和3年3月31日 開催方法：WEBセミナー・(株)三好不動産天神本店会議室

講 師：江口・池田法律事務所 弁護士 江口 正夫 氏

テーマ：「定借コンサルタント資格対策講座」及び「第4回定借コンサルタント資格試験」

◇理事会◇

第1回	日時：令和2年7月9日	会場：(株)三好不動産本社別館会議室
第2回	日時：令和2年10月7日	会場：(株)三好不動産天神本店会議室
第3回	日時：令和3年3月31日	会場：(株)三好不動産天神本店会議室

◇定借実務推進研修会◇

日時：毎月第3火曜日 16：30～18：00

対象者：会員企業実務担当者

※福岡県緊急事態宣言等の発出により、令和3年1月より休会中。

令和2年度決算報告書

(単位：円)

(収入の部)

前期繰越金	1,696,810
入会金	30,000
会費	924,000
研修会収入	90,000
手数料収入	0
アドバイザー講座収入	310,000
銀行利息	20
雑収入	0
合計	3,050,830

(支出の部)

総会費	0
研修会費	202,136
アドバイザー講座諸経費	420,000
会議費	0
事務費	320,000
旅費交通費	0
通信費	108,648
支払手数料	0
広告宣伝費	228,140
慶弔費	0
図書研究費	0
租税公課	11,715
雑費	24,475
雑損失	36,000
法人税住民税及び事業税	0
合計	1,315,114

(繰越金) 1,699,716円

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位 円)

【資産の部】

種 類	金融機関名	口座番号	期末現在高
現 金	手許有高		0
普通預金	西日本シティ銀行 天神支店	2504044	898,069
普通預金	西日本シティ銀行 天神支店	2610393	1,651,647
未収入金			0
前払金	セミナー講師料(令和3年開催)		50,000
合 計			2,599,716

【負債の部】

種 類			期末現在高
前受金	2021年度 年会費		900,000
合 計			900,000

(正味財産) 1,699,716円

令和3年度事業計画書（案）

令和3年度の事業計画としては、民間の土地所有者・事業者等への働きかけを行うことで、地域に密着した法人を目指し、九州全域における定期借地借家制度の普及促進や具体的な事業化につなげていくこと、及び前年に引き続き、各県自治体の特別会員への加入促進を積極的に推進します。

そのため、九州各県における活動の活性化を図ります。

今年度も、実務に即した会員向けの実務者勉強会「定借実務推進研修会」（月に1回開催）から、より多くの定借事業につながるように活発な情報交換の場を提供してまいります。

また、全国定期借地借家権推進機構連合会との連携を取りながら、引き続き情報収集を行います。

令和3年度の具体的な事業計画は以下のよういたします。

－主な活動予定－

◇第21回通常総会・WEBセミナー◇

日 程：令和3年 5月 7日 会場：㈱三好不動産天神本店会議室・WEBセミナー

テーマ： 「地域で暮らし続ける」シニア市場へ向けた住まいの可能性

講 師： 一般社団法人ライフリンクデザイン研究所

代表理事

桐野 能子 氏

◇視察会◇

今年度の予定はございません。

◇研修委員会◇

定期借地借家と美しい街並み・住環境をテーマにした研修会を原則年3回、定借コンサルタント資格認定講座および試験を開催いたします。（総会記念講演会を含みます）

日 程：令和3年 5月 7日（金）予定 【WEBセミナー】

テーマ：「地域で暮らし続ける」シニア市場へむけた住いの可能性

講師：（一社）ライフリンクデザイン研究所代表 桐野 能子 氏

令和3年 7月 7日予定 【WEBセミナー】

テーマ：「(仮)2拠点居住・ワーケーションの今と、それを支える5G時代の通信インフラ整備」

講師：㈱プランニングオフィス Room375 福島 美邦子 氏

令和3年10月20日予定 【WEBセミナー】

テーマ：「不動産業界の完全差別化！家族や女性が安心して住めるアパート・マンションの防犯対策の4つポイント」

講師：㈱ネクストライフ 代表取締役 坂本 一成 氏

令和4年 2月16日予定 会場：(株)三好不動産予定（福岡）
講師：江口・池田法律事務所 弁護士 江口 正夫 氏
テーマ：「定借コンサルタント資格対策 WEB 講座」及び「第5回定借コンサルタント資格試験」実施予定

◇実務推進委員会◇

実例をもとに、会員が事業に結びつけるための実務に即した研修会を月1回開催します。

◇理事会◇

年3回開催します。

◇広報委員会◇

ホームページによる定期借地借家権制度と当法人の活動のPRを行います。
定期借地借家に関する参考資料を入手及び作成し、会員へ随時配布します。

令和3年度予算書(案)

(単位:円)

(収入の部)

前年度繰越	1,699,716
入会金	60,000
会費	972,000 (36,000円×27社)
研修会収入	400,000

合計	3,131,716円
----	------------

(支出の部)

総会費	10,000
研修会費	300,000
会議費	50,000
事務費	400,000
図書研究費	50,000
旅費交通費	300,000
通信費	400,000
支払手数料	20,000
広告宣伝費	350,000
慶弔費	50,000
予備費	250,000

合計	2,180,000円
----	------------

以上、正会員27社、出席及び委任状提出25社（委任状未提出2社）により、令和2年度及び令和3年度に関する事業・決算に関する各報告および提案に関し、満場一致で承認されました。

この議事録が正確であることを証する為、議事録署名人が次に署名押印する。

令和3年5月7日

・ 有藤 忠  印

・ 川口英介代理

徳永 郁可夫  印

特定非営利活動法人
九州定期借地借家権推進機構
令和元年度 資 料 編
令和3年4月1日現在

- ・「特定非営利活動法人 九州定期借地借家権推進機構」定款
- ・「特定非営利活動法人 九州定期借地借家権推進機構」組織図
- ・「特定非営利活動法人 九州定期借地借家権推進機構」入会申込のご案内
- ・「特定非営利活動法人 九州定期借地借家権推進機構」入会申込書
- ・「特定非営利活動法人 九州定期借地借家権推進機構」入会金・会費等のご案内
- ・「特定非営利活動法人 九州定期借地借家権推進機構」名簿

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人九州定期借地借家権推進機構という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を、福岡市中央区今川 1 丁目 1 番 1 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、定期借地借家に関する事業を行うことによりその普及を促進し、土地の有効利用、良質な住宅の供給を通じ、住環境の整った街づくりを行い、もって公益に奉仕することを目的とする。

(活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法別表第 3 号（街づくりの推進を図る活動）を行う。

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ①定期借地借家に関する研修事業
- ②定期借地借家に関する広報事業
- ③定期借地借家に関する情報の収集及び提供事業

(2) 収益事業

- ①定期借地借家権を活用した事業のコンサルティングやコーディネート活動
- 2 収益事業から生じた収益は、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第 2 章 会 員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した公共団体、公共的団体、及び地方住宅供給公社、銀行等の金融機関

(入会)

第7条 この法人に入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、正会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。
 - (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (2) 会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は、目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(種別)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事長、副理事長、専務理事は、理事の互選により定める。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 専務理事は、副理事長を補佐し、副理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総 会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第5項第4号の規定により、招集したとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも15日前までに通知しなければならない。

3 理事長は、前条第2項第1号の場合及び第2号の規定による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を開かなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会における議決事項は、第22条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その数を明記すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

3 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(幹事会)

第33条 理事会の補佐機関として、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、正会員（団体である場合はその代表者）の中から、理事長が選任する幹事をもって構成する。
- 3 幹事会は、理事会の運営に関して、理事会の求めに応じて検討する内容を準備する。
- 4 幹事会の運営その他必要な事項については理事会で定める。

（業務執行）

第34条 この法人の業務は、理事の過半数をもって決する。

第6章 資産、会計及び事業計画

（資産）

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の区分）

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に関する資産に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) 収益事業

（資産の管理）

第37条 資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（経費の支弁）

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（会計の区分）

第39条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に関する会計に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) 収益事業

（事業計画及び予算）

第40条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（予備費の設定及び使用）

第41条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 第40条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び決算)

第43条 理事長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第47条 主たる事務所には、特定非営利活動促進法第28条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。

- (1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第8章 定款の変更 及び 解散

(定款の変更)

第48条 この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経な

ければならない。

(残余財産の処分)

第50条 解散後の残余財産は、次のものに帰属させるものとする。

[名称]

福岡県

[主たる事務所の所在地]

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

第9章 雑 則

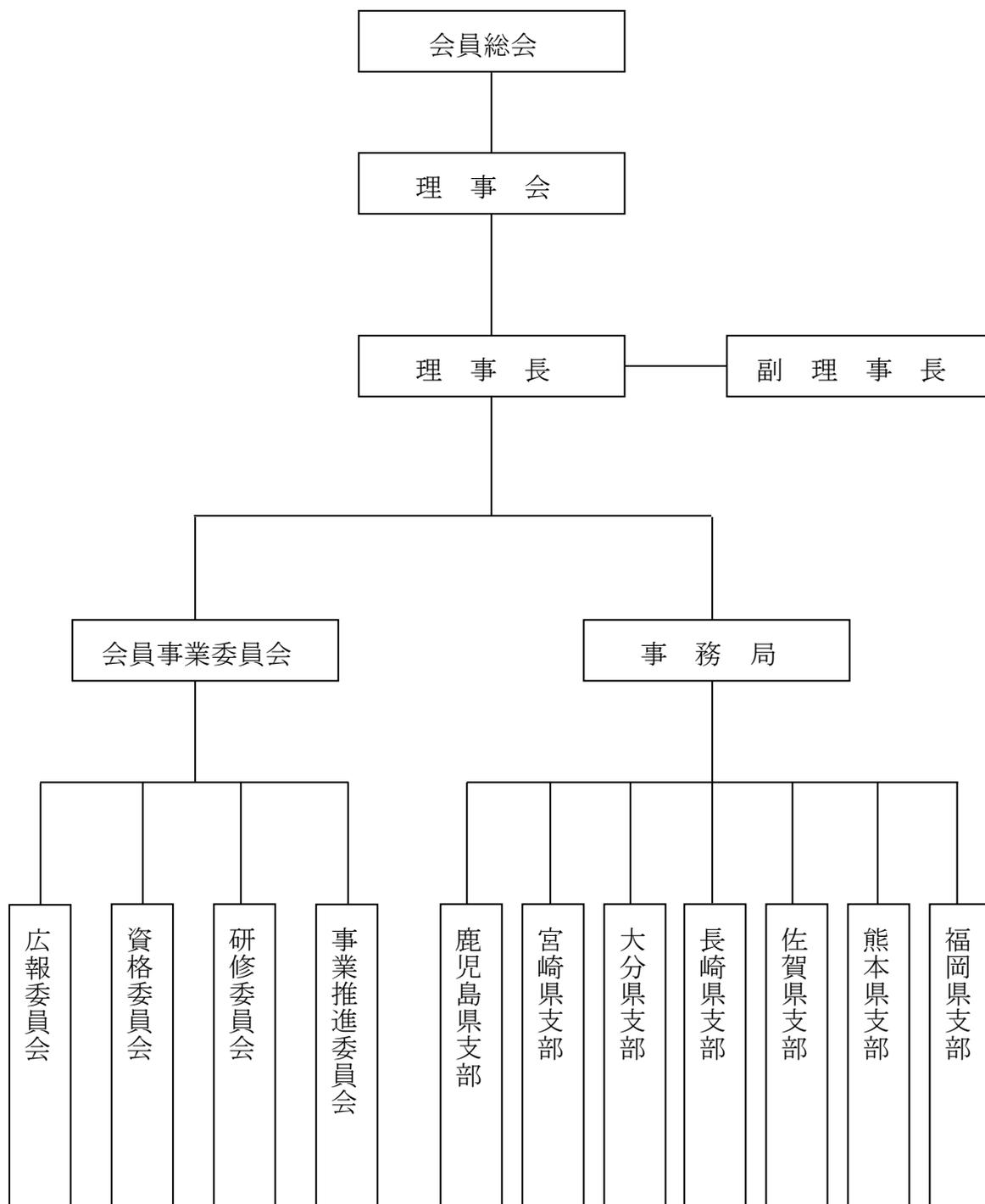
(公告)

第51条 この法人の公告は官報により行う。

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

「特定非営利活動法人 九州定期借地借家権推進機構」組織図



「特定非営利活動法人九州定期借地借家権推進機構」 入会申込のご案内

特定非営利活動法人九州借地借家権推進機構へ入会ご希望の方は、事務局宛に別添の「入会申込書」を提出願います。

入会金・年会費について下記のようにご案内致しますので確認のうえお申し込み下さい。

<入会金・会費等のご案内>

呼 称	定 義 (種別)	入会金	年会費	納入方法
正会員	・ハウスマー・デザイナー・建築業者等・設計・測量業者等 ・宅地建物取引業者等 ・弁護士・不動産鑑定士・税理士・司法書士・土地家屋調査士等 ・技術士・測量士・行政書士・一級建築士等 ・保険業 ・広告代理店・その他	30,000 円	36,000 円	1 年分 毎年 4 月末日迄に 振込
	・個人地主および個人家主	無料	12,000 円	
特別会員	・地方自治体・公共団体・公益団体等・報道機関等・銀行等の金融機関	無料	無料	

<入会金・年会費振込口座>

西日本シティ銀行 天神支店 普通預金 No.2504044
口座名義 NPO法人九州定期借地借家権推進機構
理事長 三 好 修

※入会申込書提出後、入会金および年会費の請求書をお送りいたします。

※入会后、退会を希望される場合には、既にお支払いされた入会金および年会費は返金されません。

特定非営利活動法人九州定期借地借家権推進機構

〒810 - 0054 福岡市中央区今川 1 丁目 1 - 1 (株)三好不動産内

理事長 三 好 修

TEL 092-732-5117 FAX 092-722-1515

入会申込書（申込用）

当社または私は、別紙、九州定期借地借家権推進機構の趣旨・定款に賛同し、会員として入会を申し込みます。

	□正 会 員	□特 別 会 員
	□入会金 30,000 円(法人のみ)	入会金 0 円
	□法人会費 36,000 円	会 費 0 円
	□個人会費 12,000 円	合 計 0 円
1. 団 体 名 会 社 名		
2. 住 所	〒	
3. 連 絡 先	TEL	FAX
	E-mail	
	ホームページ	
4. 代 表 者 氏 名	役職名 氏 名	
4. 担 当 者	役職名 氏 名	
6. 業 務 事 業 内 容		
7. ご 意 見 そ の 他		
8. 推 薦 者	※推薦者（紹介者）がいらっしゃる場合はご記入ください。	

※お申し込みは、取りあえずはFAXで結構ですが、後日お手数ですが、原本をご郵送くださいますようお願い申し上げます。

「特定非営利活動法人九州定期借地借家権推進機構」名簿

＜特別顧問＞

＜顧問＞

弁護士

江口 正夫

＜特別会員9団体＞

福岡県住宅供給公社

福岡市建築局住宅部住宅政策課

福岡市住宅供給公社

長崎県土木部住宅課

長崎県住宅供給公社

熊本県土木部住宅課

長崎市理財部資産経営室

三井住友銀行福岡ローンプラザ

株式会社西日本シティ銀行

＜正会員（27社）＞

(順不同)

ADAY商業開発株式会社

株式会社未来住建

株式会社イエキリ

株式会社南栄開発

株式会社クボタ住宅

株式会社ネクステップ

株式会社黒木総合鑑定

株式会社ハイコム

株式会社幸建築&環境設計

株式会社フォレストヴィラホーム

株式会社コスギ不動産

ベスト・グリーン株式会社

三和ホーム宮崎株式会社

株式会社豊後企画集団

株式会社Lib Work

株式会社三好不動産

有限会社すがわら不動産コンサルティング

株式会社未来図建設

株式会社総研

株式会社明和不動産

株式会社大建

山下司法書士・行政書士事務所

中央情報開発株式会社

積水ハウス株式会社福岡シャームゾン支店

株式会社内藤工務店

司法書士法人みつ葉グループ

西日本グッドパートナーズ株式会社

ADAY商業開発株式会社

株式会社未来住建